

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年5月29日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人社会生活支援事業団

(2) 代表者名

菅原 睦夫

(3) 主たる事務所の所在地

京都市伏見区醍醐下山口町4番地7 コーポ岩淵606

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民及び地方公共団体に対して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年 法律第117号）に基づく生活型住民サービス等のための社会資本整備に関する調査、研究、企画及びその普及のための事業を行ない、もって透明性の高い社会の創造、住みよく豊かで健全なまちづくり、地域活性化及び公益的な社会システムの構築等に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年5月15日

(文化市民局地域自治推進室)